



基山町まちづくり提案書

基山町まちづくり基本条例第16条の規定に基づき下記のとおり提案します。

提案期日	令和 7年10月 2日
提案種別	<u>提案</u> ・ 意見 ・ 要望
提案件名	行政組合「緑が丘」に存する公道（以下、「緑が丘の公道」という。）の町道認定について
提案者	住所又は所在地 [REDACTED]
	氏名又は名称 [REDACTED]
	※ 提案者が基山町の住民でない場合は、勤務先又は通勤先も記入してください。
	提案書の公表に当たり、住所、氏名及び連絡先の公表を希望しますか。 希望する 一部希望する（ ） 希望しない
	※ 未成年者が氏名等の公表をする場合は、法定代理人の承認が必要です。
提案の概要	緑が丘の公道を町道として認定するよう提言するもの
提案の背景	緑が丘の公道は、都市計画法に基づく開発行為において基山町の協議・同意（法32条）のもと許可権限者の佐賀県から許可され整備・設置された建築基準法第42条1項2号道路である。開発行為が完了後は基山町に公道として帰属されている。ただ、基山町は「基山町町道認定規則」の要件を当然全て満たしているにも拘らず、供用され40年経過後も依然として町道認定していない。 基山町が発出した様々な公文書や町長の公的な発言によると、町道認定をしていない道路については、道路法の適用を受けない法定外公共物とし位置付けられ、その維持管理や災害復旧は直接地区住民・受益者がするようされている。 また、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の対象となる公共土木施設の道路とならないことから、被災した場合において国からの財政援助の対象外となる等災害の速やかな復旧工事の実施について町の財政規模では重大な懸念がある。
提案の課題	基山町は、緑が丘の公道が帰属された後、現在まで町道と認定していない。 この公道は、都市計画法に基づく開発行為により整備・設置されたもので、その後、開発事業者から町に帰属された第42条1項2号道路であり、その維持管理については、当然、基山町が責任をもって行う義務があると地区住民は受け止めていた。しかし、基山町は、認定外道路は法定外公共物としてその維持管理については地区住民で行うものとの見解（令和7年8月6日以前）を示した。このことに異を唱え、具体的説明を求めたところ、この期に及んで、開発許可時において管理者は基山町となることが開発許可申請書により確認できたので、維持管理については基山町が責任をもって行うとの回答文書（令和7年8月18日付 基建第952号）を発出した。しかし、町道認定については、依然として拒否する姿勢を崩していない。

目標設定	公共施設の管理者である基山町に対して、被災時における災害復旧事業に対して国の手厚い補助が期待できる負担法の対象となる町道として認定するよう地域住民・組織や町議会議員等想定できるあらゆるネットワークを使い働きかける。
提 案 内 容	(早急に) 町は、基山町町道認定規則の要件を全て満たしている緑が丘の公道を町道として認定する。 (今後は) 町は、災害時において国からの手厚い財政支援が期待でき、迅速な復旧工事着手ができる認定道路として、また、公共施設の管理者として全ての町民が常に安心・安全に供用できるよう定期的、計画的に維持管理を実施する。 以上 緑が丘の公道 位置図（公道の範囲及び境界は、当然、公図が優先される。）  引用元:Google 社「Google マップ」 ※ 提案内容は、どの地域のどの対象者に対し、どのような体制で、どれだけの期間、どのような事業を実施するのか、任務分担、見込費用、持続可能か等を詳しく提案してください。

※ 提案書に記載された事項のうち、提案者蘭以外は公表されますので御承知おきください。